

## さくら事務所便り

連絡先：〒223-0052

神奈川県横浜市港北区綱島東 5-4-5-108

電話番号：045-716-6080

e-mail：info@sakura-management.net

## 就活生の企業選びとSDGs～(株)ディスコ調査結果から

## ◆SDGsとは？

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、2030年までに達成すべき、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。「持続可能な世界」を実現するために進むべき道をもとに示した指標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されています。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、積極的に取り組む企業も増えています。

## ◆SDGsへの取り組み度合いと就職志望度の関連

企業のSDGsへの取り組みは、人材採用の面にも影響があるのでしょうか。

就職志望度と関連について

の調査があります

（※）。それによると、SDGsに積極的に取り組んでいることが、その企業への志望度に「影響する」と回答した学生は、「とても影響する（志望度が上がる）」「やや影響する」を合わせて4割を超えており（計41.2%）、就活生の社会貢献への関心の高さがうかがえます。

## ◆入社予定企業が取り組めるところと思うもの

同調査によると、入社予定企業が貢献できると思う項目としては、「産業と技術革新の基盤をつくろう」（47%）「働きがいも経済成長も」（46.1%）が圧倒的に多く挙がりました。そして、「すべての人に健康と福祉を」（32.6%）、「住み続けられるまちづくりを」（34.8%）、「つくる責任つかう責任」（29.1%）、「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」（28.3%）、「ジェンダー平等を実現しよう」

（20.9%）などが続いています。

※株式会社ディスコ「就活生の企業選びとSDGs（持続可能な開発目標）に関する調査結果」PDF  
〔調査対象：2022年3月卒業予定の大学4年生（理系は大学院修士課程2年生含む）

[https://www.disc.co.jp/wp/wp-content/uploads/2021/09/sdgsshu\\_202108.pdf](https://www.disc.co.jp/wp/wp-content/uploads/2021/09/sdgsshu_202108.pdf)

## 11月は「過労死等防止啓発月間」です

## ◆毎年11月は過労死等防止啓発月間

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取り組みを行っています。月間中は、各都道府県において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働

の削減や賃金不払い残業の解消などに向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、土曜日に過重労働等に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」等を行うとしています。

#### ◆過労死等とは？

過労死等とは、過労死等防止対策推進法第2条により、以下の通り定義づけられています。

- 業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
- 業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
- 死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患、精神障害

#### ◆事業主が取り組むべきこと

職場で過労死等が発生すると、労働者やその家族の人生設計を大きく狂わせてしまうことはもちろん、訴訟となった際の企業への影響は計り知れません。対策に取り組むことが、労働者と企業を守ることに繋がります。専門家の力や公的資料等を活用しながら、以下の事項について、積極的に取り組んでいきましょう。

- 長時間労働の削減
- ワーク・ライフ・バランスのとれた職場環境づくり

- メンタルヘルス対策
- ハラスメント防止
- 相談窓口の周知 など

【厚生労働省「11月は「過労死等防止啓発月間」です」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_20865.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20865.html)

#### 11月の税務と労務の 手続期限 [提出先・納付先]

##### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合>  
[公共職業安定所]

##### 15日

- 所得税の予定納税額の減額承認申請書 (10月31日の現況) の提出 [税務署]

##### 30日

- 個人事業税の納付 <第2期分> [郵便局または銀行]
- 所得税の予定納税額の納付 <第2期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]

- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日>  
[公共職業安定所]

～当事務所より一言～